

第二百号議案

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年十二月五日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

非常勤職員の報酬等に関する条例

第一条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（勤勉手当）

第六条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（東京都規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する会計年度の東京都規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは任期の満了により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（東京都規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第二条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として東京都規則で定める額に、任命権者が東京都規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、この項前段の東京都規則で定める額に、給与条例第二十一条の二第二項第一号に掲げる職員（給与条例第二十一条第

二項に規定する行(一)四級等職員及び行(一)五級等職員を除く。)に適用される割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前三項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律(令和五年法律第十九号)の施行を踏まえ、会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。